

委託契約書（案）

令和 年 月 日

甲 住所 長野市大字高田 3 6 4 番地 1
社会福祉法人
長野県社会福祉事業団
氏名 理事長 和田 恭良
住所 [長野市下駒沢 5 8 6 番地
長野県障がい者福祉センター]
氏名

社会福祉法人長野県社会福祉事業団 理事長 和田 恭良を委託者（以下「甲」という。）とし、
を受託者（以下「乙」という。）として、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 委託する業務は、次のとおりとする。

- （1） 委託内容 長野県障がい者福祉センター清掃業務
- （2） 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 委託業務に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日

（業務の実施）

第 2 条 乙は、別紙「長野県障がい者福祉センター清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（実施計画）

第 3 条 乙は、仕様書に基づき業務実施計画書を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出し承認を受けるものとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、乙に対して委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、年度協定書により定めるものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、年度協定書により定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、書面により甲の承諾をえたときはこの限りでない。

(調査・監督)

- 第8条 甲は、乙の実施した業務について、随時業務等の状況の監督・検査を行い、報告を求め、その業務の改善あるいは停止その措置を求めることができる。
- 2 甲は、乙が実施した作業が仕様書に示すものと適合しないと認めるときは、その作業の手直しを求めることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、業務の実施上必要があると認めるときは、乙に対して所要の措置を求めることができるものとする。

(作業日誌の作成)

第9条 乙は、毎日別に定める作業日誌を作成し甲に提出するものとする。

(作業員等)

- 第10条 乙は、委託業務を実施するために必要な作業員を常駐させるとともに、作業を指揮監督する者を置かなければならない。
- 2 作業を指揮監督する者で、甲が不相当と認めるときは、理由を明示のうえ乙にその交代を求めることができる。

(光熱水費等の取扱)

第11条 乙が、この契約に基づく業務を遂行するために要する次の光熱水費等については、無償で使用又は貸付けるものとする。ただし、極力節減に努め効率的に業務を行わなければならない。

- (1) 光熱水費
- (2) 休憩室、ロッカー等

(損害の負担)

第12条 乙の債務不履行（履行遅延・不完全履行等）に基づき、甲が受けた損害及び当該委託業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年度協定書 (案)

長野県社会福祉事業団 理事長 和田 恭良を委託者 (以下「甲」という。) とし、
を受託者 (以下「乙」という。) として、清掃業務について、
次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は委託契約書の第4条及び第5条に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託料)

第2条 委託契約書第4条第2項による委託料の額は、金 円とする。

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条
並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託
料に100の10を乗じて得た額である。

(委託料の支払)

第3条 委託料は、各月に分割して支払うものとし、乙は毎月 円を翌月10日までに
甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うもの
とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納
付しなければならない。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合
第4条 契約保証金は、金 円とし、乙はその納付に代えて甲に対して次の担
保を提供する。
2 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還す
るものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合 (保険会社の履行保証保険の場合)
第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。ただし、乙は、こ
の契約により債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保
証証券を甲に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合 (過去3年間に2回以上の履行実績等により、履行が
確実の場合)
第4条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

この協定書の成立を証するため協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を
所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 長野市大字高田364番地1
社会福祉法人
長野県社会福祉事業団
氏名 理事長 和田 恭良

乙 住所
氏名